

2024年 4月 9日

北海道知事 様

提出者

住 所 札幌市中央区南4条西1丁目2-1 2F

氏 名 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

代表取締役社長 伊藤 光博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	DCM上磯店
所在地	北海道北斗市七重浜7丁目12-1
地域貢献活動計画書の提出年月日	平成28年 2月 18日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	2024年 3月 1日
変更の理由	1人事異動による担当者変更



3 変更後の地域貢献活動計画

(1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組
(1)地域との連携推進			
(1)-1 商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	地元の商店街や商工会への加入に努める。	通年	
(1)-2 地域との意見交換推進	地域貢献の担当窓口を定め、お客様からのご意見、ご要望をお受けします。	通年	
(1)-3 地域振興等の取組への協力	行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力いたします。	随時	

(1)-4 地域との共存共栄に向けた取組への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イベントや行事などへの参画、協議</li> <li>・地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力</li> <li>・コミュニティスペースの提供</li> <li>・道産品のPRや販売促進の協力</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止の呼びかけ、体制整備</li> <li>・地域や道内の企業との取引推進</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	
(2)地域基盤の形成・維持			
(2)-1 地域や道内からの雇用推進と安定的雇用の確保、ゆとりある勤労者生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道内からの定期採用</li> <li>・パート社員の地元採用</li> <li>・社会保険適用等福利厚生への注力</li> <li>・週休2日制、有給休暇の取得推進</li> </ul>	<p>3月</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	
(2)-2 従業員の職業能力開発の推進	公的資格取得の支援促進	随時	
(2)-3 地域防犯活動等への参画、協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間外の駐車場閉鎖、管理</li> <li>・私服警備員による店内巡回</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p>	
(2)-4 地域防災活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内での消防、避難訓練の定期的な実施</li> <li>・店内及び駐車場を避難場所として提供</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>緊急時</p>	
(3)まちづくりへの協力			
(3)-1 市町村等が進める対策への協力	市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力	随時	
(3)-2 地域における魅力ある景観形成への配慮	行政上の指導に基づき地区の景観も配慮した店舗とする	随時	
(3)-3 環境美化対策	リサイクル対策等の推進	随時	
(4)その他			
(4)-1 ISO14001の導入など環境全般への配慮	地域の緑化推進活動への協力	随時	
(4)-2 エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ型設備の導入推進</li> <li>・空調の適温設定の徹底</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p>	

(2) 地域貢献活動の担当者

所属名	D C M上磯店
職・氏名	店長 小倉 賢
電話番号等	0138-48-6000

<担当者連絡先>

所属名	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
職・氏名	北海道支店 施設建設課 中西 直人
電話番号	011-520-2321
電子メールアドレス	n.nakanishi@dh-realty.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。

2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。

3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。